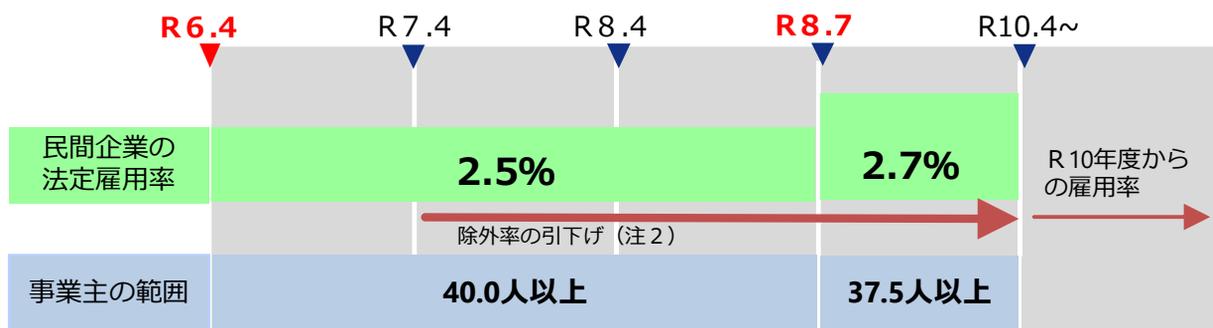


「障害のある人もない人も共に働く静岡県」を目指すために

従業員が一定数以上の規模の事業者は、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。この法定雇用率は段階的に引き上げられることとなっており、**令和6年4月から「2.5%」に、令和8年7月から「2.7%」**となり、除外率（注2）も**令和7年4月から「除外率設定業種」で「10%引き下げ」**となります。

これに伴い、義務を負うこととなる**事業者の範囲も拡大**されています。

障害者が一般の労働者と等しく働ける機会を保障するという制度目的をご理解いただき、新たに対象となった事業者も含めて、障害者雇用に取り組んでいただくようお願いします。



民間企業における法定雇用障害者数の算出方法について

算出方法は、

$$\text{企業全体の常用雇用労働者数} \times \text{法定雇用率 (2.5\%)} = \text{法定雇用障害者数}$$

(例) 常用雇用労働者数41人の事業者の場合は、 $41人 \times 2.5\% = 1.025人 \div 1人$
この事業者の場合は1人の障害者を雇用する義務があります。（小数点以下は切り捨て）

（注1）常用雇用労働者数とは

雇用契約の形式如何を問わず、1週間の週所定労働時間が20時間以上の労働者であって、1年を超えて雇用される者（見込みを含む）をいいます。

（注2）除外率制度について

危険作業を伴うなど雇用を一律に義務付けることが適切でない業種について、常用雇用労働者数から一定数を控除する制度です。今後は、縮小される予定です。

▶ 「除外率制度について」<https://www.mhlw.go.jp/content/001133551.pdf>



雇用障害者数のカウントの方法について

障害者を1人雇用している場合のカウントの方法は、障害者の種別や労働時間によって異なります（右表参照）。なお、令和6年4月から、常用雇用労働者数には含まれない週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者について、0.5カウントとして算定できるようになりました。

※ 詳細は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

週所定労働時間	赤枠内は令和6年4月から		
	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1	0.5

障害者雇用のご案内

～共に働くを当たり前～

このパンフレットでは、これから障害者雇用を始める事業主の方や、障害者雇用を始めたばかりの事業主の方向けに、「障害者雇用制度の内容」や「障害者雇用をどのように進めれば良いのか」、また「雇入れや継続雇用に当たって、どのような支援策があるのか」などをご案内します。

目次

I 障害者雇用とは？～支援機関と雇用促進制度～	2
【参考】・障害者の雇用に期待できること ・法定雇用率に関するQ&A ・障害者雇用における障害者の選定方法	
II 障害者雇用の流れ	6
【参考】・支援機関や助成制度の活用例 ・ハローワークへの相談が雇用につながった2つの事例	
III 障害者雇用のために利用できるサービスと支援策	9
(1) 障害者に適した職務や雇用事例なども知りたい方へ（お事例・マニュアルなど）	9
(2) 障害者を雇うイメージが湧かない方へ（セミナー等・職場実習・トライアル雇用）	10
(3) 障害者を募集したい方へ（相談窓口・就労面接会）	11
【参考】・ハローワークの専門職員・相談員 ・障害者を雇入れたい場合に受けられる助成金	
(4) 障害者を雇用した後の支援を受けたい方へ（ジョブコーチ支援・しごとサポーター）	14
【参考】・障害者の雇用を継続するために受けられる助成金	
IV 障害者に対する差別の禁止と合理的配慮義務	17
V まだまだあります、障害者雇用に関する支援制度	19
(1) 中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）	19
(2) 在宅就業障害者支援制度	19
(3) 日本政策金融公庫による低利貸付制度	20
(4) 障害者雇用奨励事業	20
(5) 障害者雇用に関する税制優遇制度	21



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

PL060501001

障害者雇用のご案内

～共に働くを当たり前～

これから障害者雇用を始める事業主の方や
障害者雇用を始めたばかりの事業主の方向けに
「障害者雇用制度の内容」「障害者雇用をどのように
進めれば良いのか」「雇入れや継続雇用に当たって
どのような支援策があるのか」などがまとめてあります。



障害者雇用のご案内

検索

▶「障害者雇用のご案内」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

お問い合わせ先

最寄りのハローワーク雇用指導担当までお問い合わせください

ハローワーク (公共職業安定所)	電話番号	部門コード	住所
ハローワーク下田	0558-22-0288		下田市4-5-26
ハローワーク三島	055-980-1300	32#	三島市文教町1-3-112 (三島労働総合庁舎1階)
ハローワーク沼津	055-931-0145	31#	沼津市市場町9-1 (沼津合同庁舎1階)
ハローワーク富士	0545-51-2151	32#	富士市南町1-4
ハローワーク富士宮	0544-26-3128		富士宮市神田川町14-3
ハローワーク清水	054-351-8609	32#	静岡市清水区松原町2-15 (清水合同庁舎1階)
ハローワーク静岡	054-238-8609	32#	静岡市駿河区西島235-1
ハローワーク焼津	054-628-5155	32#	焼津市駅北1-6-22
ハローワーク島田	0547-36-8609		島田市本通1丁目4677-4 (島田労働総合庁舎1階)
ハローワーク掛川	0537-22-4185		掛川市駅前4-4 SKしんきんプラザ2階
ハローワーク磐田	0538-32-6181	31#	磐田市見付3599-6 (磐田地方合同庁舎1階)
ハローワーク浜松 アクトタワー庁舎	053-457-5161		浜松市中央区板屋町1-11-2 浜松アクトタワー7階